

パブリックコメント結果について

資料3-1

番号	計画名	該当ページ	御意見	御意見に対する県の考え方
1	外来医療計画	P45 マンモグラフィーの人口10万人対台数と調整人口あたり台数	<p>○ 第3章 外来医療計画 第5節 医療機器の効率的な活用に係る計画について</p> <p>対象となっている医療機器のマンモグラフィーについてお尋ねします。人口に対する台数は、全国平均と差が見られない状況で県内全域に配置されとありますが、稼働状況を見ると地域で差がある状況が見られます。協会けんぽでは、会社で働く人（被保険者）に対し、生活習慣病予防健診を受診していただいています。その中には、乳がん検診の項目もあり、健診実施機関では、自院で実施できない場合は、再委託による実施をお願いしています。しかし、地域により再委託機関が見つからず困っている健診機関もあり、また、加入者自身の受診の機会にも支障をきたしている状況でございます。宮崎県内のマンモグラフィーの数は、利用者にとって充足しているものでしょうか。地域の外来医療において担う役割の分化及び連携等により、必要な外来医療の提供体制を実現するため、県が適切に把握し、適切な役割を發揮され、必要な医療機器の有効な共同利用になるよう推進していただきたい。</p>	<p>今回策定する外来医療計画では、二次医療圏毎の医療機器の配置状況や保有状況の可視化を図るとともに、医療機器の効果的な活用に係る協議の場等における協議の場が設けられたところであり、県としても、今後、御意見にあります対象医療機器の配置状況等に関する地域毎の現状や課題などについて、協議の場における協議を促進してまいりたいと考えております。</p>
2	医師確保計画		<p>「3本県の医師の現状」に書かれているように、「若い医師が経年的に減っている」ことが最大の問題であり当県の未来のためには、宮崎大学医学部を卒業した医師が県内に定着すること、女性医師が働き続けられる環境を整備すること、の2点の実現に向けて計画を描いていただきたい。</p>	<p>若い医師の県内定着は今後本県の医師不足を解消する上で大変重要と認識しています。今後、宮崎大学医学部地域枠及び地域特別枠の定員を確保しながら、キャリア形成プログラムに基づく医師少数区域等への派遣等により将来の目標医師数の達成を図ってまいります。また、女性医師の勤務環境整備につきましては、第7次医療計画において、「女性医師の就労環境整備」の施策を定めており、引き続き女性医師が働きやすい環境整備に努めてまいります。</p>
		P17「診療時間の内外において小児科医師が対応できない医療圏の時間帯に小児科専門外の医師による献身的な対応等により」	<p>文脈、意味が通じない</p>	<p>御指摘部分につきましては、「診療時間の内外において」及び「医療圏の」を削除し、下記のとおり修正しました。</p> <p>小児科医師が対応できない時間帯に、小児科専門外の医師による献身的な対応等により診療体制が支えられており、・・・</p>
	外来医療計画	P28	<p>「地域で不足する外来機能（地域ごとに具体的に記載）」とあるが、その内容はどのようにして算定するのか、また発表される時期はいつになるのか？</p>	<p>「地域で不足する外来医療機能」については、外来医療提供体制の協議の場での協議を経た外来医療機能を記載することになります。新規開業者の届出様式については、計画施行時に発出する施行通知にお示しします。</p>
		計画全体	<p>二次医療圏ごとに「外来医師多数区域」が決められているが、1つの医療圏内においても外来機能によって充足している機能と不足している機能が存在すると考えられるのが妥当ではないか？</p>	<p>御指摘いただいた状況もあることから、外来医師多数区域においては、外来医療提供体制の協議の場で、初期救急、在宅医療、公衆衛生に係る医療等、地域の実情をふまえ地域で不足する外来医療機能とされた機能を担っていただくよう求めることとしております。</p>
3	医師確保計画	第6～8節	<p>抜本的、本質的要因を明確にする。なぜ？達成できない理由、解消先決、意図と方法だけでなく実施することが大切！成果結果が出ない要因の解決が優先順位では民間の会社では成果結果をださないと倒産です。生産性収益の継続ができなければ必要存在価値は無に等しい評価しか得られません。抜本改革が必要です！！試すの繰り返しで成果実績に継がる。”志が必要”</p>	<p>御指摘の内容については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
4	医師確保計画	その他	<p>○ 医師確保が困難であるならば、医師が不要な生活習慣にする。 ○ 妊産婦・新生児幼児・児童には、手厚い防傷病防障害指導 ○ 医師認定制度の抜本的改革 ○ 最低10年間、過疎地域・へき地医療従事医師を義務化</p>	<p>御指摘の内容については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>